

久留米市コミュニティ審議会 第7回会議

平成24年9月18日(火) 14:00～
久留米市庁舎4階会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第6回審議会について

①会議録(案)について……………P 1

②会議録要旨(案)について……………P 14

(2) 行政支援のあり方について [2-(2)]

①答申骨子(案)について……………P 17

(3) 住民の参加促進について [2-(3)] ……P 19

4 中間答申手交式

5 その他

6 閉会

3 議事

(2) 行政支援のあり方について [2-(2)]

①答申骨子(案)について

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(2) 行政支援のあり方について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化に取り組んでおり、市は、その運営や活動に対して支援を行っている。

しかしながら、市の財政的支援が行政目的別かつ団体別であり、対象経費は限定的であるため、校区コミュニティ組織は、新たな課題への対応など柔軟な取組みはできにくい。

また、校区により人口・世帯数や年齢構成、産業構造や地理的条件などが異なるとともに、住民の価値観の多様化などが進むなか、校区ごとに重点的課題が異なっているので、効率的かつ効果的な解決を図るためには、全市的に共通のものとして設計された市の支援に工夫をこらす必要がある。

これからの校区コミュニティ組織には、校区の地域性や特色を活かしたまちづくりの方向性にのっとり、様々な協働の主体との連携を図りながら、積極的に課題解決に取り組んでいくことが求められる。

【答申骨子（案）】

○校区コミュニティ組織に対する財政的支援

市は、協働のまちづくりを進めるパートナーである校区コミュニティ組織に対して、様々な財政的支援を行っている。

市は、今日の経済情勢と公金の使途に対して市民の厳しい目が向けられていることを認識し、校区コミュニティ組織に対する既存の財政的支援について、その必要性を十分に検討するとともに、協働のまちづくりがいっそう進むよう、財政的支援のあり方そのものについても検討する必要がある。

検討にあたっては、校区の特色を活かして効果的に課題解決や活性化を図れるよう、校区コミュニティ組織への集約化や活動が活発な校区への重点化、補助金交付申請等の手続きの簡素化などの視点をもって取り組まれない。

○校区コミュニティ組織に対する人的支援

校区コミュニティ組織は、校区住民による自主的で自律的なまちづくり活動を行い、もって校区の特色を活かした心豊かで活力のある住みよい地域社会の実現をめざしている。

市は、校区コミュニティ組織が対等な立場で協働のまちづくりを進めるパートナーであることを十分認識し、校区の自主性・主体性を尊重しつつ、市職員が校区まちづくり活動や組織運営に関する実務的・技術的な協力支援を、様々な場面での確に行うよう努められたい。

3 議事

(3) 住民の参加促進について [2-(3)]

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(3) 住民の参加促進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、校区まつりやスポーツ大会等の実施を通して、住民同士が親睦を深め、顔見知りになる機会を創出するとともに、校区コミュニティセンターを拠点に、生涯学習活動を通じて教育文化の向上に努めている。

校区コミュニティセンターにおいて、イベント行事やサークル活動は活発に行われているが、校区の課題解決のための「まちづくり」活動の取組みに十分な参加が得られていない場合がある。

そこで、校区コミュニティ組織は、事業を実施する中で、幅広い校区住民へ参加を広げるとともに、意思決定過程への女性の参画を促進し、その構成団体である自治会や各種住民団体とともに、組織運営や校区の課題解決のための活動に必要な役員や担い手の育成に努める必要がある。

なお、「久留米市市民活動を進める条例」では、地域コミュニティ活動への参画、参加及び協力や、校区コミュニティ組織の基盤である自治会への加入を市民の努力義務として規定するとともに、多くの市民が主体的に加入できるような開かれた運営を地域コミュニティ組織の努力義務として規定している。

【提起】

事業を実施する中で、さらなる住民参加・参画の促進を図り、さらに、校区住民のライフスタイルを考慮するなど、より多くの住民が参加しやすい環境を整えることで、まちづくり活動の活性化が図られる。

- ・自治会加入促進
- ・より多くの住民が活動を理解し加入したくなるような運営
- ・校区コミュニティ組織の運営や活動への女性の参画推進
- ・新たな人材発掘や人材育成の視点による事業の実施
- ・幅広い校区住民の参加促進に向けた校区コミュニティセンターの環境づくり

校区コミュニティ組織において自治会が果たしている役割

①会員の加入と会費

- 自治会への加入が、校区コミュニティ組織への加入につながる。
- 校区コミュニティ組織の会費は、自治会費とあわせて集約されていることが多い。

②情報の伝達

- 校区コミュニティ組織の情報は、自治会を通じて校区住民に伝達されている。
- 地域の様々な情報についても自治会を通じて集約され、役員会等で校区コミュニティ組織に伝達されている。

③人材の選出

- 校区コミュニティ組織が様々な事業を実施するには、その担い手となる多くの人材が必要となる。
- その人材の選出（推薦）に自治会は重要な役割を担っている。

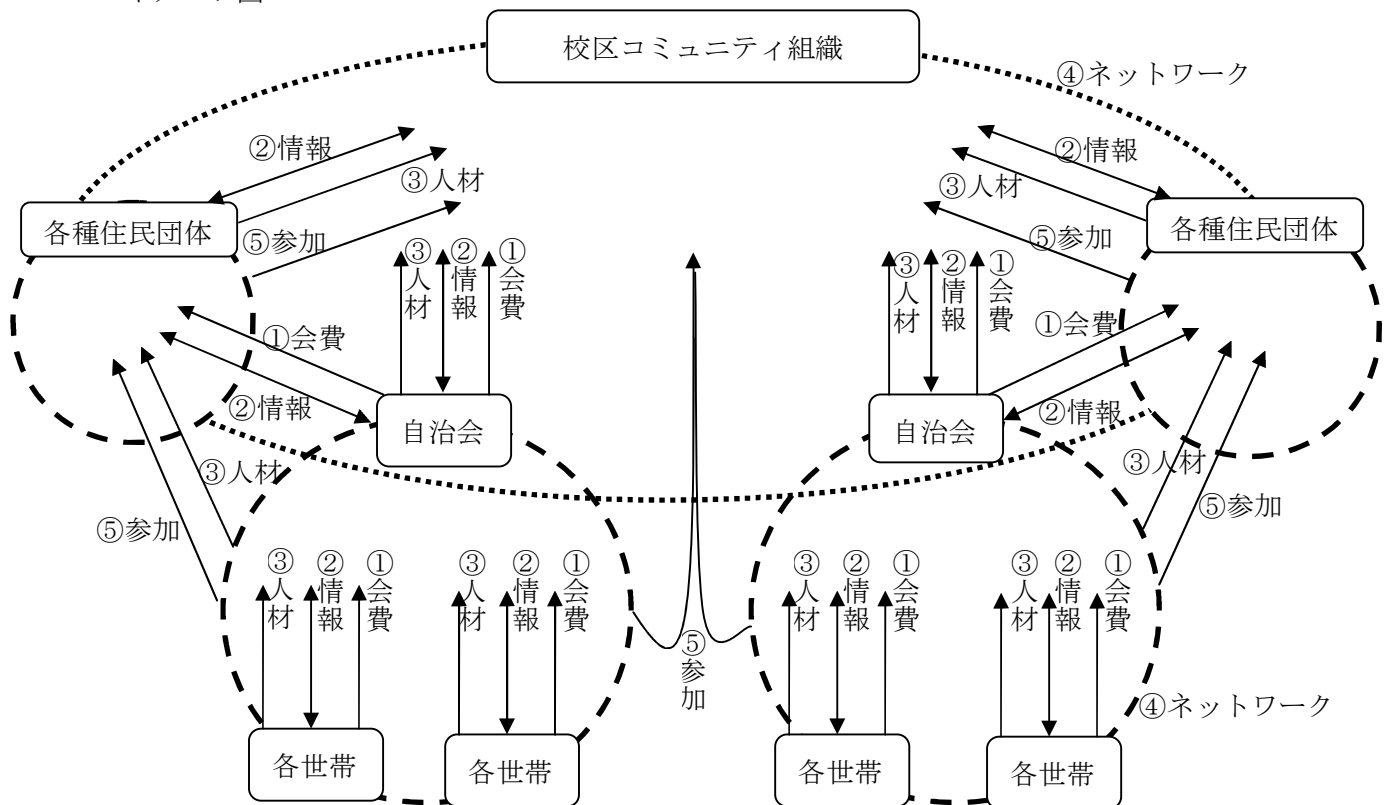
④ネットワーク機能の形成・強化

- 地域コミュニティ組織が活性化するためには、ネットワーク機能の形成・強化が不可欠である。
- ネットワークの形成・強化には、自治会内での近所づきあいや様々なコミュニケーションが重要な役割を果たしている。

⑤活動への参加

- 校区コミュニティ組織及び各種住民団体の事業への参加人員の確保には、自治会のネットワークが不可欠である。

イメージ図



○校区コミュニティ組織のあり方

校区コミュニティ組織のあり方としては、次のようなことが挙げられます。

- (1) 幅広い校区住民が参画し、校区における代表組織として校区住民から承認されいることが必要です。
- (2) 民主的で自律的な組織運営が行われ、より多くの住民の意見を聞き合理的な方法で校区としての意見を集約し、意思決定を行うことが求められます。
- (3) 会計処理が適切に行われていることや、組織運営や事業について適切に監査が実施されることなど、透明性が確保されていることも重要です。
- (4) 第三者に活動を評価してもらい、校区住民に報告することにより校区内の各種事業計画や活動をレベルアップさせていく仕組みづくりが必要です。

○校区コミュニティ組織の運営

年度当初に事業計画を立て予算案を審議し、会計の透明性を確保するために、会計決算後にしっかりと会計監査を行う必要があります。

そのためには民主的な手続きに基づいて規約や会則を設け、その規約に則って全会員あるいは代表者による総会を開催し、その総会において意思決定がなされることが大切です。

住民の参加意欲が乏しく、活動が沈滞化している状態になると、討議すべき問題を特定の人達だけの了解のもとに処理され、会の運営が不明朗になったりします。規約の中に、役職員の年齢や任期に一定の制限を設けている校区もあります。

また、特に遠方から引っ越してこられた方などには、慣習が分からない場合が多く、規約に基づいて運営することは、慣習により運営するよりもはるかに楽であり明朗で、会員の信頼を得るためにも大切なことです。

○予算の適切な使い方

予算は、校区コミュニティ組織が行う事業に基づいて編成され、会費の額は、運営に必要な予算に基づいて算出されます。予算や事業計画は、今後の会の運営や会員の意識に大きな影響を与えますので、会員の納得を得られるようにしなければなりません。予算編成にあたっては、収入のほとんどが会費であることを考え、公金を扱うという意識をもって、会員の理解を得られるように努める必要があります。

また、予算が適切に執行されるには、会計規則や退職金規則、特別会計規則など、予算支出の根拠となる規定を定めると共に、物品や帳簿類の保管や整理を常に行う必要があります。

決算についても、監査を行い適正に会計処理がなされているか否かを会員に報告しなければいけません。

○ 意思決定過程への女性の参画の観点から

平成23年度 校区コミュニティ組織の女性役員の状況（役員名簿から）

区分	正副会長			左記以外の役員			合計		
	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率
全市域	143人	13人	9.1%	953人	145人	15.2%	1,096人	158人	14.4%

○ 人材発掘の側面から

平成23年度 校区まつり等ふれあい連帯のための活動の状況（総会資料から）

区分	校区まつり 文化祭等	平均	運動会、球技大会 ウォーキング大会 もちつき大会等	平均	計	平均
旧市域 27 校区	62 件	2.30 件	125 件	4.62 件	187 件	6.93 件
旧町域 19 校区	15 件	0.79 件	53 件	2.79 件	68 件	3.58 件
計	77 件	1.67 件	178 件	3.87 件	255 件	5.54 件

※複数校区の共同事業は1件として計算

○ 人材育成の側面から

平成23年度 委嘱学級の状況（生涯学習振興事業費補助金実績報告から）

区分	高齢者学級 女性学級 家庭教育学級等	回数	学級生数	のべ出席人数
旧市域 23 校区	57 学級	736 回	1,826 人	15,473 人
平均	2.48 学級	32.00 回	79.39 人	672.74 人

○ 参加促進のための環境づくりの観点から

平成23年度 校区コミュニティセンター開館時間等の状況（利用規定等から）

区分	使用開始時間	使用終了時間		
	9:00	21:00	21:30	22:00
旧市域 27 校区	27 校区	6 校区	9 校区	12 校区

※事務局職員の勤務時間：9:00～17:00

※休館日：土曜日、日曜日、祝日、夏期3～4日、年末年始6～7日

平成23年度 校区コミュニティセンター利用の状況（施設利用状況報告書から）

区分	主催事業等		施設の提供等	
	回数	人数	回数	人数
旧市域 27 校区	8,346 回	213,322 人	23,620 回	342,598 人
平均	309 回	7,901 人	875 回	12,689 人